

大阪府自転車競技連盟 東京オリンピック夢基金規程

平成 28 年 11 月 30 日

(設置)

第 1 条 大阪府自転車競技連盟(以下「連盟」という。)における選手強化の充実を図る資金に充てるため、大阪府自転車競技連盟 東京オリンピック夢基金(以下「基金」という。)を設置する。

(財産)

第 2 条 基金は、次の各号に掲げる資金をもって充てる。

- (1) 平成 28 年 3 月における大阪市補助金累積財産は、第 1 条により設置される基金に引き継ぐものとする。
- (2) 基金の設置後、常任理事会で承認されたものを資金に充てる。

(運営)

第 3 条 基金の管理運営は常任理事会とし、決定機関とする。

(支出対象事業)

第 4 条 基金は、本連盟所属選手がオリンピック種目の日本代表として大会に派遣される場合、JCF からの派遣依頼を受けた強化合宿等の強化育成事業に参加する場合に補助され、JCF から請求される参加費用自己負担額の 50%を補助し、一事業につき上限額は 3 万円とする。ただし、大阪市未来アスリート支援事業・大阪市トップアスリート育成事業およびこれに準ずる補助事業により補助金を受ける選手、および企業からの補助金を受ける選手は重複してこの基金の補助を受けることはできない。

- 2 支出申請には申請書と参加費用、自己負担金額が明記されている JCF 派遣依頼文書のコピーを必要とする。
- 3 支出対象事業の決定は、常任理事会での承認を必要とする。
- 4 ただし、急を要するときその他やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- 5 前項ただし書に該当する場合は、理事長は、決定後すみやかに常任理事会メンバーに決定内容を報告しなければならない。

(施行の細目)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日に遡って施行し、その予算が続く限り、引き続き2020年東京オリンピックの開催まで運営されるものとする。